

東京都葛飾都税事務所事務室の借用について

1 目的

「福祉総合案内サービス」を総合庁舎新館2階へ開設するに当たり、狭隘化が進む総合庁舎の改善を図るため、東京都葛飾都税事務所事務室の一部を借用するもの。

2 庁舎の使用

(1) 行政財産使用許可の手続きによる

本館2階西側（現都税事務所徴収課の一部） 186.86㎡

※ 別添図面のとおり

(2) 借用開始日（予定）

平成22年10月1日

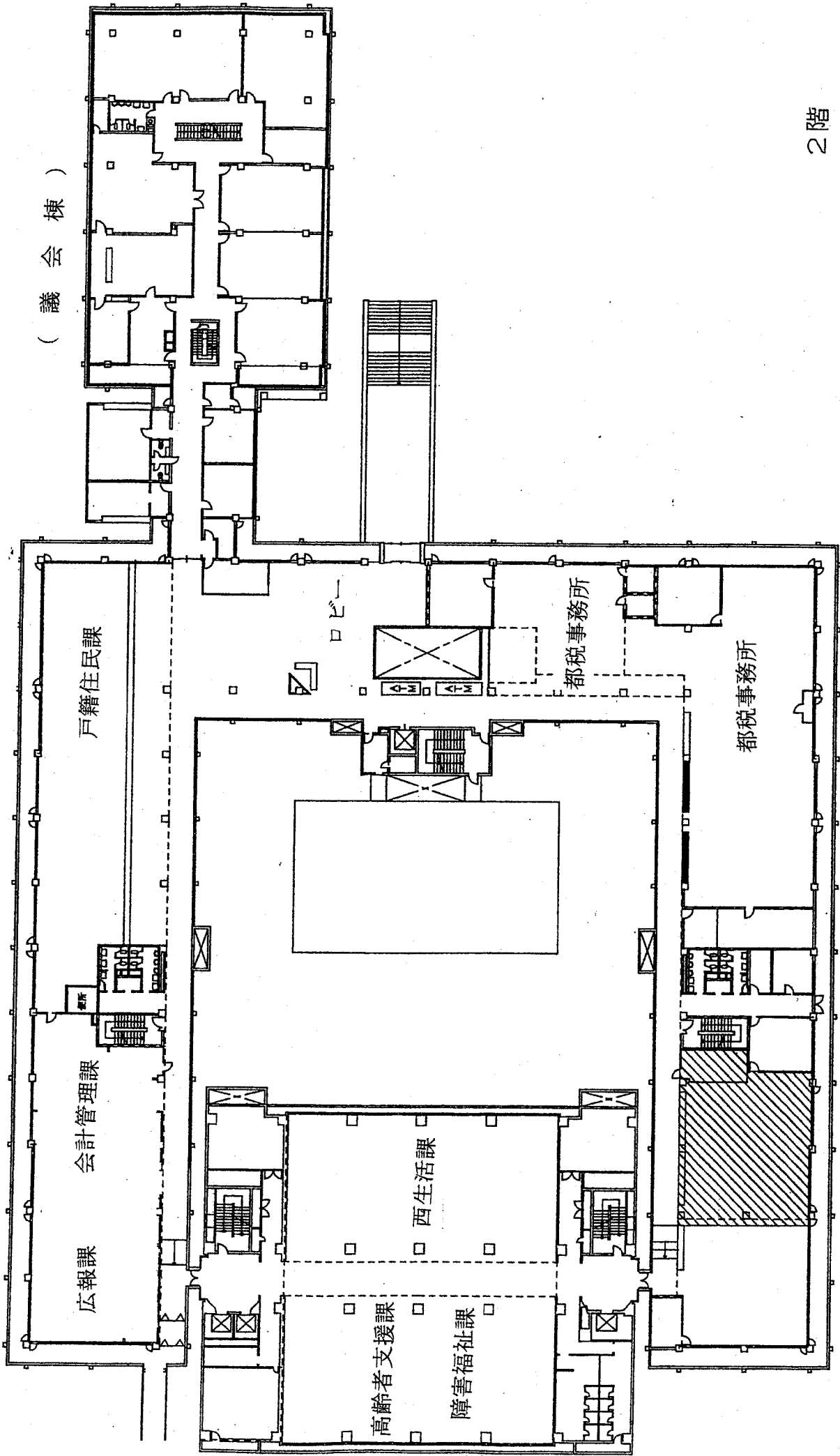
(3) 使用料

東京都から今後通知される予定（参考：月額7万円程度）

3 敷地の使用

敷地の利用は現行どおりとし、将来総合庁舎の建替え等において、敷地の処分が発生した時は、それぞれの持ち分に応じて処分することを原則とする。なお、具体的な処分に当たっては、都区の協議により定める。

(議会棟)



2階

今回使用許可範囲

本館 186.86 m²